

## 随意契約理由書

件名	豊中市中学校給食 全員給食用食缶
契約の相手方	(株)アイホー
根拠法令	地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約理由	<p>本件は、中学校全員給食ですでに使用しているアイホー製の食缶の劣化や破損による代替えとして購入するものです。</p> <p>現在、中学校全員給食で使用している学校給食用食缶は、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルで食品を 65℃以上で管理するよう示されているため、保温性能などを検証し、優れた性能である当該商品を選定し導入しております。</p> <p>また、当該商品を使用することで、経年劣化による更新時期の把握が容易になり、衛生面・安全面での管理が向上します。</p> <p>これらの理由により、食缶の製造元である上記メーカーと地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約するものです。</p>
備考	